

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、
下記の件を専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和元年6月5日

提出者 国立市長 永見理夫

記

庁用車（消防ポンプ自動車）の接触事故の和解について

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による平成24年12月20日議会の議決により指定された「市長の専決事項の指定について」に基づき、次のとおり専決処分する。

令和元年5月17日

国立市長 永見理夫

記

庁用車（消防ポンプ自動車）の接触事故の和解について

平成31年1月12日、国立市谷保5209（谷保天満宮境内）において発生した庁用車（消防ポンプ自動車）の接触事故について、次のとおり和解する。

1 和解の相手方

所在地	東京都国立市谷保5209
名称	谷保天満宮
代表者名	宮司 津戸 最

2 和解の内容

- (1) 物件損害額は、谷保天満宮が98,496円、国立市が0円とする。
- (2) 上記(1)に係る事故の責任割合は、谷保天満宮が0%、国立市が100%とする。
- (3) 上記(1)及び(2)により、国立市が谷保天満宮に98,496円を支払う。
- (4) 上記以外の債権、債務はない。